

＼教えて！／

# 育児時短就業給付金の話

## 制度利用ガイド

育児のため時短勤務をする方をサポート！



このパンフレットは、育児休業等給付の周知広報資料であり、記載を簡略化しています。  
詳細はパンフレット「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」をご覧ください。



# はじめに

## 育児時短勤務（短時間勤務制度）とは

「短時間勤務制度」は、育児などの事情がある人が、通常より短い時間で働く制度です。法律（育児・介護休業法）によって、一定の条件を満たす人が希望すれば、原則として1日の労働時間を6時間にできる仕組みが整えられています。会社によっては、さらに独自のルールや制度を用意しているところもあります。



まずは、勤務先でどんな制度が使えるのかチェックしておこう！

保育園の送り迎えに使えるかも！

最初からフルタイムで復帰するよりも、復帰しやすそうだね！



## 育児時短勤務中の給与は

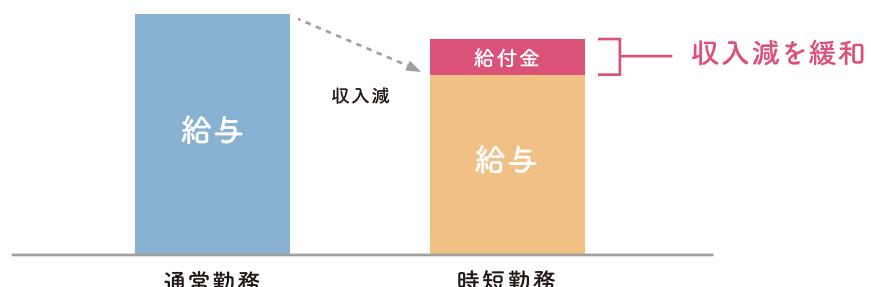
短時間勤務を利用すると、働く時間が減った分、給与も減るのが一般的です。



収入が減ると利用しにくいかも・・・

時短勤務を行う方をサポートする「育児時短就業給付金」ができたよ！

この制度を利用すれば、時短勤務中の給与の10%が支給されるよ！



収入の心配が減れば、時短勤務も利用しやすいし  
二人で協力して子育てができるね！

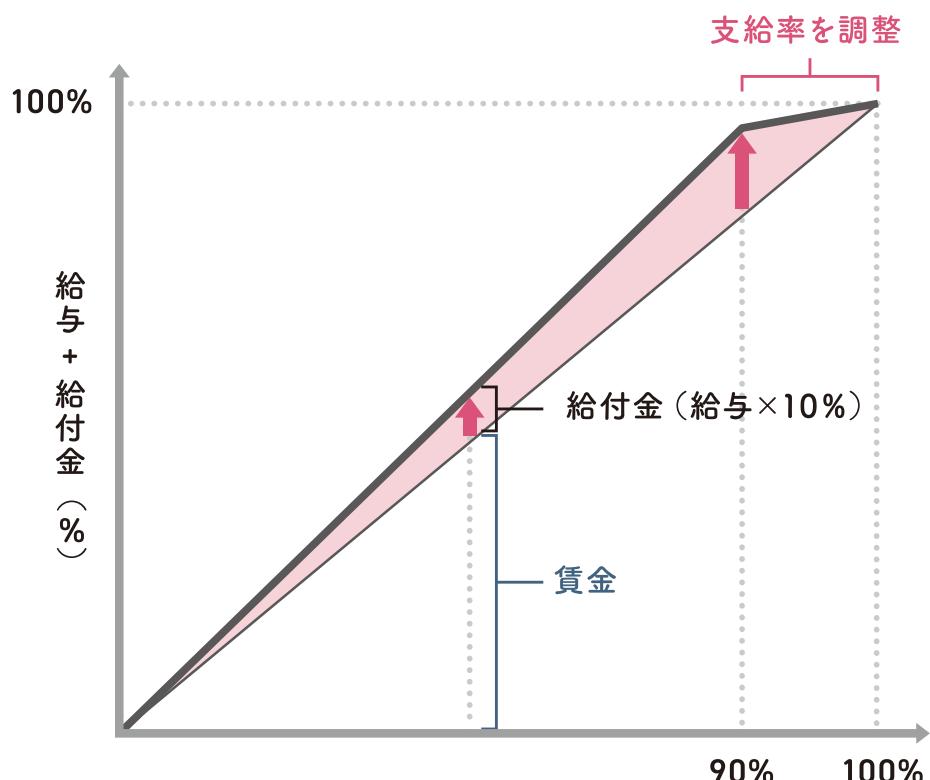
# 01

## 育児時短就業給付金の給付イメージ



給付金は、原則、時短勤務中に支払われた給与の10%  
が支給されるよ！イメージは、こんな感じ！

### 給付イメージ



よく分からなー。実際はいくらくらいもらえるんだろう？

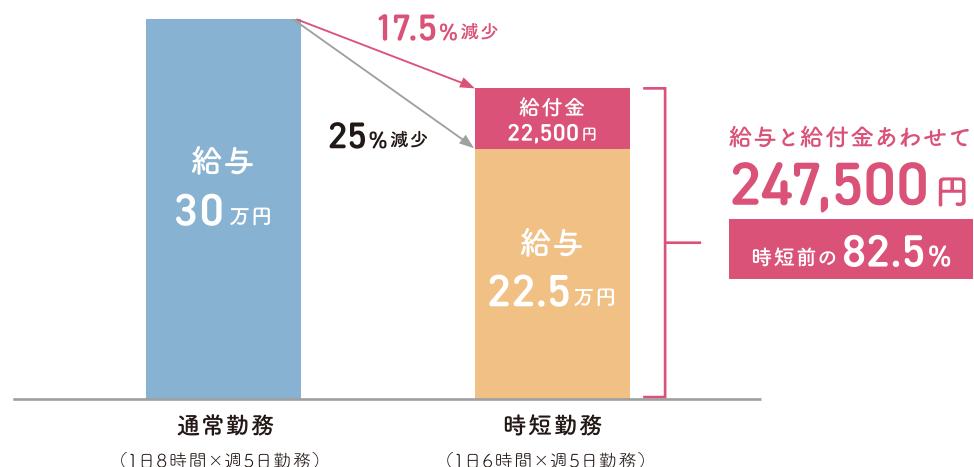


次のページでモデルケースを紹介するよ！

## モデルケース

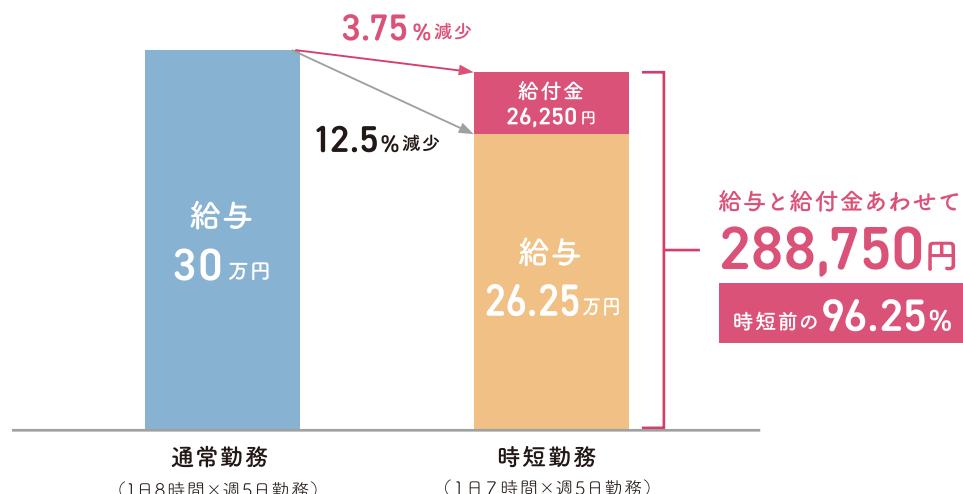
例1

1日2時間短縮した場合



例2

1日1時間短縮した場合



短縮する時間が短いほど、通常勤務時と収入はほぼ変わらなくなるんだね！



1人で2時間短縮するよりも、夫婦で1時間ずつ分担した方が  
収入の減少が抑えられそうだよ！保育園の送迎を手分けしたらいいかもね  
しかも、この給付金は税金がかからないんだよ！

02

## 育児時短就業給付金の支給を受けることができる方は



支給対象になるのは、次の①と②、両方の条件をクリアした人だよ！

Point!

- ① 2歳になる前の子どものために、所定労働時間を短くしていること
- ② 育児休業給付の支給対象となる育児休業が終わってから 14日以内に時短勤務を始めた人、  
または、時短勤務を始める前の2年間に 雇用保険の被保険者期間が12か月以上ある人。



子どもが2歳未満の間の時短勤務が対象なんだね。

私は今、育児休業中で“育児休業給付”をもらっているから、  
続けて時短勤務を始めれば対象になるんだね！



- ① 育児休業を取っていない人や
- ② 育児休業が終わってから少し時間が空いている人でも、  
時短勤務を始める前に雇用保険の被保険者期間が12か月以上あれば、  
対象になる可能性があるんだよ！

僕は育児休業を取らないで時短勤務をしようと思っているけど…  
それも対象になるってことだね。雇用保険の被保険者期間というのは？



雇用保険の“被保険者期間”は、こんなふうに数えるんだよ

- 給与の支払い対象になる日が 11日以上ある月 → その月はカウント！
- もし11日未満しか出勤してなくても、月に80時間以上働いていればOK。
- さらに、2年のあいだに産休や育休があって12か月に足りなくても大丈夫。  
30日以上の産休・育休があれば、その期間を2年にプラスして数えてもらえるんだ。

例えば、育児休業からの復帰後に、しばらくフルタイムで働いてから時短勤務を始めた場合も、給付を受けられるかもしれないのね！



# 03

## 対象になる時短勤務は



時短勤務をすれば、どんな場合でも対象になるのかな？



所定労働時間を短縮しないと、対象にはならないんだよ！



欠勤や早退で勤務時間が短くなっただけでは、対象にならないのね！



自分はフレックスタイムで働いてるけど、どんな場合に対象になるの？



特別の勤務時間制度を利用している方は、こんな場合に対象になるよ。

Point!

### フレックスタイム制の場合

精算期間の総労働時間を短くしたときは、対象になります。

### 変形労働時間制の場合

対象期間の総労働時間を短縮したときは、対象になります。ただし、総労働時間を変えずに「閑散期に1週間の平均労働時間が下回った」だけでは対象になりません。

### 裁量労働制の場合

「みなし労働時間（※）」を短縮したときは、対象になります。

※実際の労働時間に関係なく、働いたとみなされる労働時間

### シフト制の場合

1週間の平均労働時間が短くなつていれば、対象になります。



- 労働時間は、いくら短縮してもいいけど、週20時間未満になると対象外になることがあるから注意してね
- 勤務時間を短くしなくても、勤務日数を減らす方法でもOKだよ。
- それから、短時間正社員やパートに転換した場合や、転職先で時短勤務をする場合も、対象になることがあるんだ。

時短勤務はきちんと会社に申出しないといけないんだね！

欠勤や早退の場合は対象外になることに気をつけないとね！



## 04

# 支給対象期間は



給付金はいつからもらえるようになるの？



時短勤務を開始した月からが支給対象になるよ！



じゃあ、いつまでもらえるの？



原則は、子どもが2歳になるか、時短勤務をやめるまでだよ！  
具体的には次のとおり

Point!

## 給付金が支給終了になる主な場合と最後の支給対象月

支給終了になる場合	最後の支給対象月
子どもが2歳になった場合	2歳の誕生日の前々日がある月まで
時短勤務をやめた場合	時短勤務をやめた日がある月まで
離職した場合 <small>※週20時間未満の勤務になり、雇用保険の被保険者でなくなった場合も含みます。</small>	離職した日がある月の前月まで
別の子の時短勤務を開始した場合	別の子の時短勤務を開始した月の前月まで
別の子の育児休業を開始した場合	別の子の育児休業開始日の前日がある月まで
子どもを養育しなくなった場合	子どもを養育しなくなった日がある月まで



どのような理由で支給終了になるかによって、  
いつまで支給されるか変わってくるんだね！



支給終了になる場合に該当した月まで支給対象になるときと、  
その前月までが支給対象なるときがあるから、上の表で確認してね

## 支給額が調整される場合



支給額が調整されることもあるって聞いたけど、本当？



こんな場合は、支給額が調整されるんだよ！

Point!

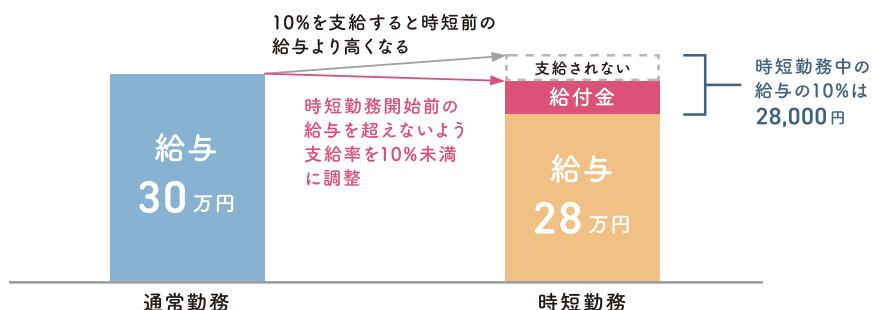
- ① 時短後の給与 ▶▶ 時短前の 90% を超えるとき
- ② 給付金と給与を合わせて ▶▶ 支給限度額 を超えるとき



どうして、時短後の給与が時短前の90%を超えると、給付金が少なくなるの？



時短前の給与の90%を超えている場合にそのまま10%を支給すると、合計が時短前の給与より多くなるんだ。だから、超えないように調整しているんだよ。



②はどういうことなの？



給付金と時短勤務中の給与を合わせた金額が 471,393円

(令和7年8月1日適用額・毎年8月1日に改定)を超えると、

支給限度額から「時短勤務中の給与」を引いた金額が、実際の支給額になるんだよ



## 06

# 給付金が支給されない場合



給付金が支給されないこともあるって聞いたけど、本当？

時短勤務開始前より給与が減ってなかったり、上限を超えると、  
給付金は支給されないから気をつけてね！



Point!

- ① 支給対象月の給与 ▶▶▶ 時短勤務開始前の賃金月額の **100%** 以上の場合
- ② 支給対象月の給与 ▶▶▶ 支給限度額 **471,393円\*** 以上の場合  
(※:令和7年8月1日現在・毎年8月1日改定)
- ③ 支給額 ▶▶▶ 最低限度額 **2,411円\*** 以下の場合  
(※:令和7年8月1日現在・毎年8月1日改定)



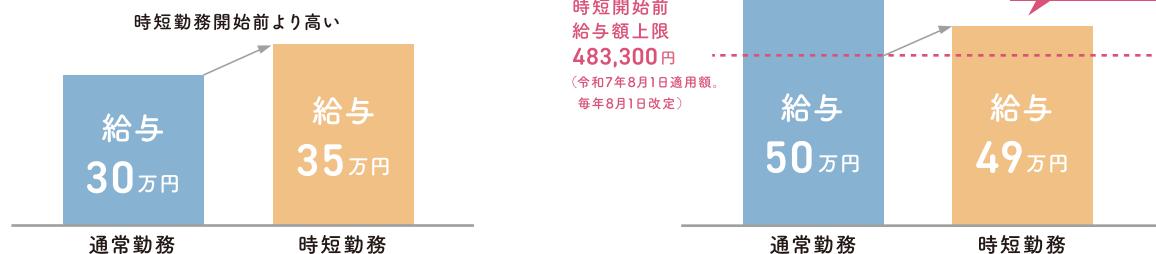
①の場合でも、時短勤務中の給与に加えて給付金がもらえたなら、  
経済的には助かるのになあ～。



時短勤務をしていない人より収入が多くなると、バランスが良くないからだよ。

例1 時短勤務開始前よりも給与が高い場合

例2 時短勤務開始前よりも給与は下がっているが、  
時短勤務開始前の給与が高額で上限額が適用される場合



②は、支給限度額を超えたたらもらえないということね



支給限度額から給与を引いたら差額がないから、給付金は出ないんだね。



③はどういうこと？



金額が低いと、支給するメリットが少ないので支給しない仕組みなんだよ。

## 給付金の手続きは



給付金をもらうには、どんな手続きが必要なの？



給付金を受け取るには、この3つの手続きが必要なんだ。

Point!

①育児時短就業開始時賃金の届出

②受給資格確認

③支給申請



手続きはすべて自分でやるの？



手続きは、原則として勤務先を通して行うんだよ。

②と③は自分で手続きすることもできるけど、その場合は必要な書類を自分でそろえなきゃいけないから、けっこう大変。

だから、勤務先とよく相談して進めようね。



手続きをすれば、給付金は毎月もらえるの？



手続きは2か月ごと！そのときに、まとめて2か月分を申請するんだ。



いろいろとルールがあるんだね。

もっと詳しく知りたいときは、どうすればいいのかな？



厚生労働省のホームページに、育児時短就業給付金の手続きについての動画があるから、まずはそれをチェックしてみてね！